

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の部分開示の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成14年1月17日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、他の公文書とともに、「山口県情報公開審査会の委員に関する一切の情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「山口県情報公開審査会の委員名簿」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成14年1月29日付けで部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年2月7日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 審査会の委員（以下「委員」という。）となる人物に関する情報（生年月日を除く。）は、個人として秘匿すべきような情報に該当せず、高い公益性のある公職であるから、人選の公平性や委員の高潔性及び中立性を担保するため、これを開示することは高い公益性がある。

また、委員本人が公開に応じれば、公開されるべき情報となるのだから、委員個人の公開の応諾を問うべきで、個人が応じない場合であっても、当該個人が既にほかのところで公表している情報については、秘密性がないから、部分開示となるよ

うな情報ではない。

個人情報に該当するからという理由で部分開示にしたのは、条例の解釈を誤った措置で、違法であるから取り消されるべきである。

- (2) 「利害関係人は当該審査に関与しない」という「回避」の考え方に従えば、客観的公平性を担保するためには、審査会は本件審査から回避されたい。

なお、審査に関与されるのであれば、以下の点に考慮されたい。

ア 審査会の果たしている役割は極めて重要で、委員が情報公開を推進しようとするれば、当該地方公共団体の情報公開は前進するし、その逆に、委員が知事の非開示決定を擁護しようとするると、当該地方公共団体の情報公開制度の停滞を維持する重りの役割をすることとなる。

情報公開の推進度は、当該地方公共団体の情報公開審査会の態度如何にかかっているといっても過言ではなく、いかなる委員によって、当該地方公共団体の情報公開審査会が構成されているかは、高い公益性がある問題である。

イ 形式的に個人情報であっても、当該「個人情報」の高い公益性からして、積極的に情報公開を進める必要性がある場合には、進んで第三者照会を行った上で、公開の是非を決定するというのがあるべき姿勢である。

「どのような情報が公開されているか」を知っているのも、当該各委員であるのであるから、その点でも公開の是非は、委員個人の見解にゆだねるべきである。

ウ 情報公開制度の根幹をなす各委員は、その学歴や経歴等を公開することに何のちゅうちょやためらいもあってはならず、少なくとも県が把握している程度の情報を開示することは、高い公益性があると思慮する。

第4 実施機関の説明要旨

以下の理由により部分開示とした。

- 1 開示した部分は次のものであるが、生年月日、学歴及び経歴のうち、これら以外のものについては、個人情報であることが明らかであり、また、条例第11条第2号イから二のいずれにも該当しないため、非開示とした。

- (1) 氏名、委員委嘱期間及び経歴のうち公職
- (2) 現職名及びそれに付随する情報
- (3) 住所（市町村名のみ）
- (4) 経歴のうち登記事項

- 2 個人情報のうち、条例第11条第2号八に規定する情報を開示しようとする場合は、条例第9条第2項に基づく第三者に対する意見書提出の機会を付与する必要がある

が、明らかに個人情報に該当する場合は、その必要はないと判断する。

また、条例第9条第1項の規定により任意に意見書提出の機会を付与することも考えられるが、これは、当該情報が非開示事項に該当するか否かの参考とするためのものであり、本件のように明らかに個人情報に該当する場合は、機会の付与の必要はないと判断する。

- 3 情報公開請求の対象となった個人について、既にどのような情報が公表されているかを個別に確認することは困難であり、情報の性質により外形的かつ客観的に判断すべきと考える。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、審査会の委員の任命に関する決裁文書に添付された名簿で、委員の生年月日、住所、学歴、略歴等が記録されており、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

なお、本件公文書に記録されている情報は、実施機関が独自に収集したものであって、委員が実施機関に対して提供したものではない。

2 条例第11条第2号の該当の有無について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、条例第11条第2号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなってい

る。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書は、委員の任命に関する決裁文書に添付された名簿で、そこに記録されている委員に関する情報は、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであることは明らかである。

したがって、実施機関が開示をするかどうかの決定をするに当たっては、条例第11条第2号イからニに規定する情報に該当するかどうかの判断を行い、該当する情報のみの開示を行えば足り、他に考慮又は配慮すべきものはない。

イ 実施機関が本件公文書に記録されている情報のうち、開示をしないとしたものは、生年月日、年齢、学歴及び経歴のうち公職以外の役職（以下「本件非開示情報」という。）で、これらの情報が条例第11条第2号イ、八及びニに規定するものに該当しないことは明らかである。

ウ 次に、条例第11条第2号ロに規定する公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報とは、「公表することを目的に作成された情報」、「当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」、「当該個人が公表した資料等から何人も知り得る情報」、「公にすることが慣例となっており、公表してもプライバシーの権利など個人の権利利益を侵害するおそれがないことが確実な情報」等をいうが、本件非開示情報は、実施機関内部の決裁の際に添付された名簿に記録されているもので、委員個人が提出したものでなく、また、委員個人が公表した資料等から何人も知り得るもの、公にすることが慣例となっているものに該当すると認めることもできない。

エ 条例は、開示請求に係る公文書に当該実施機関以外の者に関する情報が記録されているときの取扱いについて、条例第9条は、第1項で「開示請求に係る公文書に当該実施機関以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、第7条第1項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。」と、第2項で「実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第11条第2号八又は第3号イから八までに規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。」と規定している。

しかし、条例第9条第1項に規定する第三者に対する意見書提出の機会の付与は、任意的な意見聴取であって、これを行わないからといって違法となることはない。

さらに、本件非開示情報は、前述したとおり、条例第11条第2号八に規定するものに該当するものではなく、開示をしないことができる個人に関する情報であることが明らかであるので、第三者に当たる委員に対し、条例第9条第2項の規定による手続を行う必要はない。

3 審査の回避について

実施機関は、行政不服審査法の規定による不服申立てがあった場合においては、当該不服申立てが不適法な場合を除き、審査会の意見を聴いた上でその決定又は裁決をしなければならないと条例第16条は規定している。

このため、実施機関が審査会の意見を聴かずに決定又は裁決を行った場合には、その手続に瑕疵があるとされる可能性があるが、条例又はそれに基づく規則は、委員が諮問に係る事件に特別の利害関係を有する場合の規定を設けていない。

本件異議申立ての場合、仮にすべての委員が本件処分に特別の利害関係を有するとして審査に参加しないとしたときは、会長を含む過半数の委員の出席を必要とする審査会の会議を開くことは不可能となるが、実施機関が開示をしないとした本件非開示情報は、すべての委員について存在しているため、本件処分を各委員ごとに当該委員を除いて審査することは考えられる。

しかし、次に述べるとおり、本件処分は、委員に特別の利害関係があるということとはできない。

- (1) 異議申立人は、情報公開において審査会の果たしている役割は極めて重要で、委員は高い公益性のある公職であるので、人選の公平性や委員の高潔性及び中立性を担保するため、これを開示することは高い公益性があると主張するが、審査会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、条例によって設置された附属機関で、このような附属機関は山口県には多数設置され、それぞれ担任する事項に関する調停、審査、審議又は調査を行っており、それぞれその必要性を認められて設置された附属機関において、重要性、公益性等が異なるということとはできず、その委員についても同様である。

さらに、条例には、情報公開について、委員だから特別の取扱いをしなければならないとする規定は存在しない。

- (2) また、生年月日、年齢、学歴等の本件非開示情報は、委員のみならず、すべての附属機関の委員全体が共通して有しているもので、本件処分は、個々の委員の具体

的、個人的な事情等を考慮して行われたものではなく、条例に定める開示又は非開示の基準をすべての委員に客観的かつ一律に適用して行われた一つの行政処分である。

- (3) このため、実施機関から諮問のあった本件異議申立てを審査するに当たっては、県政の透明性の向上を図るための情報公開を推進する一方、個人情報を保護するためにその原則非開示等を定める条例の規定の範囲内で、審査会のみならず、すべての附属機関の委員に関する情報に共通して適用できる普遍的な判断を審査会が示すことが求められているのであり、このことからすると、審査の対象は、実施機関が保有する附属機関の委員に関する情報の公開という制度的、共通的な事項であって、委員に直接的な利害関係が生じるようなものではないといえることができる。

したがって、このような制度的、共通的な事項について審査を行うことは、特定の委員が本件異議申立ての当事者である場合を除き、各委員に特別の利害関係があるということとはできない。

4 まとめ

条例に基づく実施機関の決定の適否を判断すべき審査会として、これらのことから判断すると、実施機関に条例適用についての誤りはなく、本件非開示部分を除いて本件公文書の開示をすとした本件処分は、委員全員の一致により、相当であるといえることができる。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり（省略）